

コロナウイルス感染症影響により農業経営に影響を及ぼしているみなさまへ

運転資金などの新規貸出、既貸出金の条件変更および償還猶予等について、下記のとおり対応を行っております。

(対応内容)

1. 新規貸出について(運転資金等)

- ① 災害特別支援資金(コロナの影響によるもの) 令和4年3月末まで延長

貸出金額	300万円
金利	0.75%(全額利子補給)
保証料	0.27%(全額助成)
貸出期間	5年

※既に災害特別支援資金を借り入れの場合もご相談ください。

2. 既貸出金の条件変更および償還猶予等対応について(金融円滑化法による対応)

コロナの影響で売り上げが低迷し、既貸出金も多額で新規融資を受けられず、既貸出金返済が困難となっているなど。

- ① 既貸出金の償還猶予
返済金を1年間猶予します。(元金返済を1年間据置き、利息のみ支払う)
- ② 条件変更(最終期限の延長)
既貸出金の借入期間を延長し再賦金することで、負担額を見直します。
- ③ 金融円滑化法による対応
事業資金(農業資金)および住宅ローンの貸出しについては、金融円滑化法での対応となります。

※新規貸出および条件変更等については、基金協会の審査があります。

※ご相談につきましては、各支店融資担当までお願いいたします。

令和3年8月
JA みい